

懇親会

通常総会・講演会の後に懇親会を開催しました。

テーブルのパーテーションが撤去されマスク会食の規制がなくなったこともあり、会場の雰囲気はコロナ禍以前の賑わいに戻り、参加者同士の懇親が大いに深まりました。また、講演会の熱気も冷めやらぬなか講師の「長谷川幸洋」氏も参加いただき、参加者との交流を深めていただきました。



大井会長就任挨拶



七里会長退任挨拶



懇親会開会の挨拶 巻淵副会長



懇親会中締め挨拶 永見副会長

長谷川幸洋氏 講演会

令和5年6月12日(月)

講師：長谷川 幸洋 氏 (ジャーナリスト)

演題：「激動の日本経済、これからどうなる？」

参加者：184名

【プロフィール】

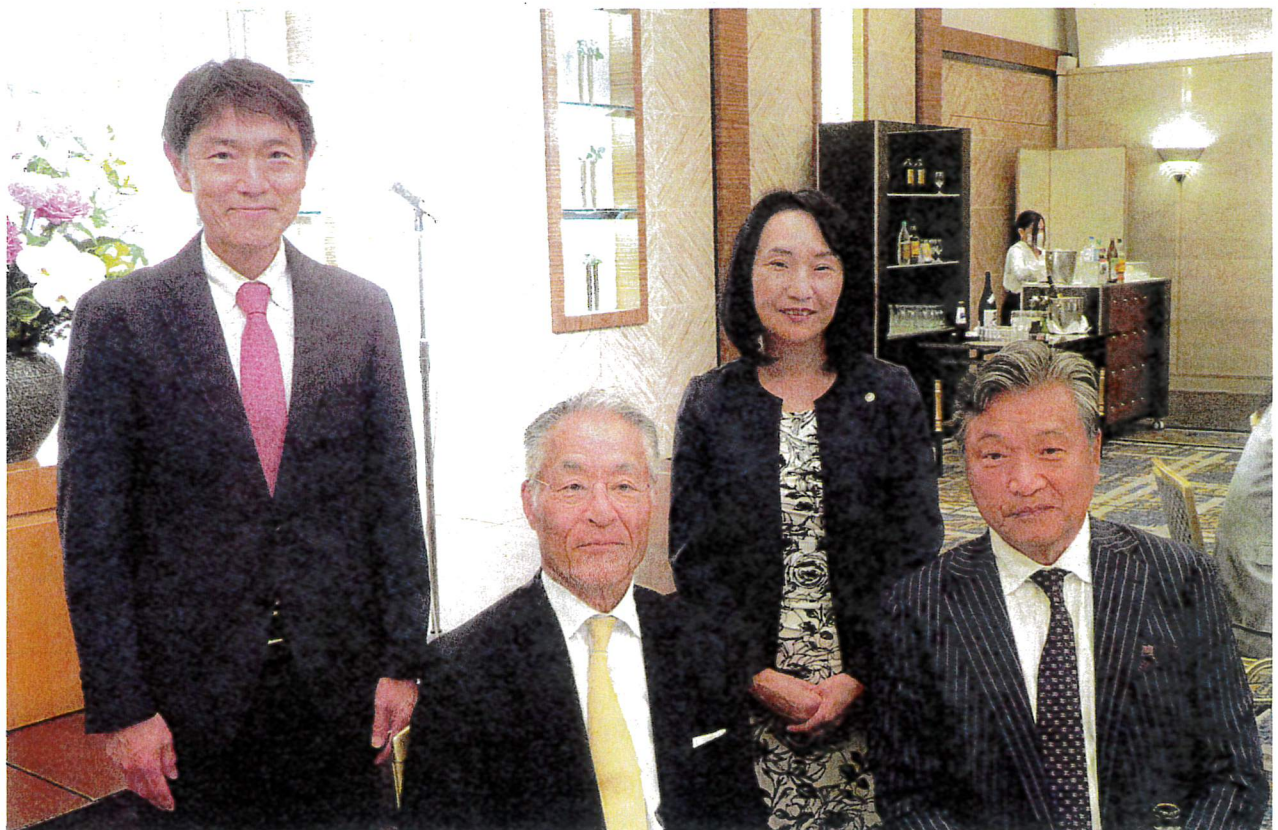
- ・昭和28年千葉県出身 慶応義塾大学経済学部卒業 ジョンスホプキンス大学高等国際問題研究大学院 (SAIS) で国際公共政策修士 (MIPP) を取得
- ・昭和52年、中日新聞入社、東京本社 (東京新聞) 経済部、ブリュッセル支局長、論説副主幹などを経て平成30年退社。 政府税制調査会委員をはじめ多くの公職を務めた経験に加え、ロシアのウクライナ侵攻など、世界情勢や政局の節目をいち早く予想的中させるなどの実績をもつ。
- ・テレビ：「そこまで言って委員会NP」「朝まで生テレビ」他に出演。



講演にあたり長谷川幸洋氏からは、日本経済の今後を展望するには地政学も交え考察する必要があるとのことで、演題に加え世界情勢や政局を俯瞰した講演をいただきました。

講演の最後に多くの質問が寄せられ講演時間

をオーバーいたしました。講師の好意でそれぞれに淀みない丁寧な回答をいただいたことから、参加者の多くは、日頃の疑問が腑に落ちた様子でありました。



懇親会にて 講師を囲んで

女性部会定時総会開催

6月12日(月)ホテルニューオータニ長岡において、長岡税務署から小川副署長、清水統括国税調査官、篠塚総括上席国税調査官、本会より巻淵副会長を来賓にお迎えし、女性部会定時総会を開催いたしました。本総会で令和4年度事業報告と決算報告並びに、令和5年度事業計画と収支予算が審議され承認されました。

また、2期4年女性部会長をお務めいただいた高橋とも子前部会長が退任され、新たに下条英子部会長の就任が満場一致で承認されました。



令和5年度 女性部会役員

(敬称略)

役職名	氏名	会社名	役職名	氏名	会社名
部会長	下条 英子	(有) 下条豊工業	幹事	小川 八重子	(株) 鶴亀社
副部会長	遊座 富子	(株) ニッセイ新潟	監事	高野 洋子	パートナーズプロジェクト 社会保険労務士法人
副部会長	前田 典子	(株) 船栄	監事	星野 啓子	(有) 星ごん
幹事	青木 千衣子	(有) 鴨川館			

全国女性フォーラム愛媛大会に参加しました

4月13日(休)アイテム愛媛(愛媛国際貿易センター)に於いて、第17回全国女性フォーラム愛媛大会が開催。大会キャッチフレーズを

“愛顔咲く マドンナたちの新時代
～ともに拓こう 媛の国から～”

として、35県連 388会 1,880名の女性部会員が集まりました。当会からは、高橋部会長、下条副部会長、遊座副部会長の3名が参加しました。



記念講演ではご当地松山出身で句会集団いつき組の「夏井いつき氏」が句会ライブを展開し、会場は大いに盛り上がりました。

また、全国の女性部会が租税教育の一環として取り組んでいる、小学生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」の令和4年度の全法連女連協会会長賞作品がスクリーンで紹介され、会場内に展示された全国から応募のあった作品の中から選ばれた、全国の単位会代表作品を鑑賞しました。

全国の女性部会の取り組みを肌で感じ、当長岡法人会も応募校を拡大し、更に活動を充実させていきたいと思っております。



全法連・県連令和5年度 功労者表彰 (長岡法人会分)

令和5年6月14日 県連総会にて表彰式

【全法連功労者表彰】

<単位会役員>

前会長 七里 俊雄
前監事 白倉 宏

【県法連功労者表彰】 (敬称略・順不同)

<単位会役員>

常任理事 桐生 伸一
常任理事 清水 晃
理事 小川 浩司

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。 また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

【消費税】

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。